

集積場管理対策研究会（仮称）について

平成23年6月22日
原子力安全・保安院
鉱山保安課

1. 経緯

（1）鉱石から有価物を抽出した後に残る不要物等を集積する集積場については、鉱山保安法において、鉱業権者が講ずべき措置を「鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針」（平成16年11月19日原院第2号。）に規定するほか、鉱業権者から産業保安監督部長に集積場の設置又は変更の届出を義務付けている。

（2）集積場の建設基準は、昭和29年の制定以降これまで、新たに確認された科学的知見等に基づき必要に応じて逐次強化を行ってきたところであるが、今般の東北地方太平洋沖地震により、これまで鉱山保安法に基づき鉱業権者により管理されてきた東北・関東地方の一部鉱山の集積場において、集積物の一部が河川等に流出する事故が生じたことから、現行の技術指針の再点検等が求められている。

（3）このため、原子力安全・保安院としては、新たに「集積場管理対策研究会（仮称）」を設置し、今般発生した集積場の流出事故の実態及び原因の確認を行った上で、現行の集積場の技術指針の見直しの必要性や管理手法等について、幅広く検討することとする。

2. 研究会委員の構成

研究会は、学識経験者、関係研究機関等により構成。

事務局は、原子力安全・保安院鉱山保安課に置く。

3. 研究会の主な検討事項

○集積場の流出事故の実態の把握及び原因の確認、技術指針等の見直しの必要性、集積場の管理手法の検討 等

4. スケジュール（案）

第1ステージ 7月～10月

- ・ 鉱山保安法の集積場に係る規制の体系（技術指針等）
全国の集積場の概要、事故の概要・原因の報告（企業）
追加調査すべき事項の整理
- ・ 現地調査等

ボーリング調査及び解析等 11月～2月

第2ステージ 12月～3月

- ・ ボーリング調査及び解析データを基に検討
- ・ 技術指針の見直しの必要性の検討
- ・ 見直しが必要な場合には、見直し案の検討
- ・ 管理手法等についての検討 等